

分担金・拠出金の名称	世界遺産基金(WHF)分担金	平成28年度 予算額	37,923千円	総合 評価	B
拠出先の国際機関名	国連教育科学文化機関(ユネスコ)				
国際機関の概要	国連教育科学文化機関(ユネスコ)は、教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献することを目指すとしており、教育、科学、文化等の分野における国際的な知的交流事業や途上国への開発支援事業を実施。現在195の国・地域を擁する機関となっている。				
評価基準	達成状況				
1. 当該機関等の専門分野における影響力・貢献	ユネスコは、文化を所掌する唯一の国連機関として様々な重要な活動を行っている。特に文化遺産の分野では、1972年にユネスコ総会で採択された世界遺産条約や、2003年に採択された無形文化遺産保護条約をはじめとして、幅広い文化遺産を対象とした国際的な保護の枠組みを築き上げた。これらの条約に基づいて世界遺産や無形文化遺産に登録された文化遺産は、開発の波などから守られ、着実な保護につながっているところ、その貢献は大きい。また、世界遺産や無形文化遺産への登録が、当該文化遺産の次世代への継承のみならず、各国における地域活性化にもつながることから、我が国を含め各国の高い関心を集めており、これらの条約の事務局を務めるユネスコの影響力は大きい。				
2. 我が国重要外交課題遂行における当該機関等の有用性(意思決定における我が国のプレゼンスを含む)	世界遺産条約は、文化遺産や自然遺産を人類全体のための世界遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存していくために、国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的としており、本分担金により、世界遺産一覧表の作成や危機に瀕する世界遺産保護などの活動が実施されている。我が国も「富士山」を含め国内の世界遺産に登録し、我が国の魅力を発信することにより、訪日外国人増加といった効果も得られている。 我が国は、1992年に本条約を締結して以来、条約の運用を担う世界遺産委員会の委員国を過去3回務め(1993-1999, 2003-2007, 2011-2015)、この間、1998年には議長国として京都において第22回世界遺産委員会をホストした。また、2012年には本条約採択40周年記念会合を京都でホストし、成果文書を取りまとめた。さらに、世界遺産委員会の諮問機関として各国から推薦された世界遺産候補の事前審査を行うICOMOS(国際記念物遺跡会議)には長年日本人の理事が選出されているが、2014年には日本人専門家がICOMOS副会長に選出される等、大きなプレゼンスを示している。				
3. 当該機関等の組織・財政マネジメント	本分担金の用途については、本条約の政府間委員会が決定した予算案を、締約国会議が承認するところ、我が国を含む締約国の意思が適切に反映されるシステムが確立されている。事務局を務めるユネスコにおいては、ユネスコ財政規則に則り、また、本部のおかれたフランスの監査制度の下、適切に財政処理を行っている。				
4. 当該機関等における邦人職員の状況	2015年末時点で、ユネスコ全職員2174人中、邦人職員数は52人で2.39%を占め(昨年は2145人中50人で2.33%)、うち専門職以上は50人(昨年は48人)である。右数には幹部クラス(D1)が2人含まれる(在インド・ニューデリー事務所長及びアフリカ能力開発国際研究所長)。ユネスコは、地理的配分ポストについて、望ましい専門職以上の邦人職員数を23～39名と算出しており、実際は32名のため、望ましい水準に達している。これは仏に次いで第2位の人数(全職員数では第5位)である。				
5. 我が国拠出の執行管理、PDCAサイクルの確保	①Plan: 政府間委員会において予算案を決定し、2年に1度開催される締約国会議がこれを承認。 ②Do: 事務局は、各国からの分担金を徴収し、①で決定された各事業を実施。 ③Check: 事務局は政府間委員会、締約国会議に対し、基金の執行状況やそれにより得られた成果等を報告。 ④Act: 政府間委員会、締約国会議においては、③の報告に基づき、次期2か年予算案を決定／承認。				
担当課・室名	外務報道官・広報文化組織 国際文化協力室				